

(1-2-02)

## 社会福祉法人 熱海市社会福祉協議会 臨時職員就業規則

### 第1章 総 則

(目 的)

- 第1条 この就業規則（以下「規則」という。）は、社会福祉法人熱海市社会福祉協議会（以下「本会」という。）に勤務する臨時職員の勤務条件、服務規律、その他の就業に関し必要な事項を定めるものである。
- 2 この規則に定めのない事項については、労働基準法、その他の関係法令等の定めるところによる。

(適用の範囲)

- 第2条 この規則で臨時職員とは、第4条に定める手続きを経て本会に採用された者をいい、1年以内の期間を定めて雇用され、1日の勤務時間が正規職員に準ずる者で、正規職員、パートタイマー、登録ホームヘルパー以外の者をいう。

(遵守義務)

- 第3条 本会の臨時職員は、この規則等を遵守し相互に協力して業務の発展と勤務条件の向上に努めなければならない。

### 第2章 人 事

(採 用)

- 第4条 本会は、就業を希望する者から、選考試験のうえ、相当と認められた者を臨時職員として採用する。
- 2 採用が決定したときは、臨時職員に対し採用等通知書を交付する。

(採用時等の提出書類)

- 第5条 臨時職員として選考試験を受けようとする者及び採用されることが決定した者は、速やかに次の書類を提出しなければならない。
- ただし、その必要を認めない場合は、その一部を省略することができる。

選考試験の提出書類

- (1) 履歴書
- (2) 最終学校の卒業見込み証明書
- (3) 免許・資格証明書
- (4) 健康診断書（3カ月以内）

採用決定の提出書類

- (1) 誓約書
- (2) 身元保証書
- (3) 源泉徴収票（前職者に限る）

- (4) 年金手帳（前職者に限る）
- (5) 雇用保険被保険者証（前職者に限る）
- (6) その他本会が必要と認める書類

2 前項の提出書類の記載事項に変更を生じたときは、その都度書面で届出なければならない。

#### （試用期間）

第6条 新たに採用した臨時職員については、採用の日から3か月間を試用期間とする。ただし、特殊な技能または経験を有する者については、試用期間を短縮し、または設けないことがある。

- 2 前項の期間中に業務の遂行に支障があると認められる者については、雇用契約を解除することがある。
- 3 試用期間は勤続年数に算入する。

#### （勤務条件の明示）

第7条 本会の臨時職員の採用に際しては、採用時の賃金、勤務時間、その他の勤務条件が明らかとなる書面及びこの規則の写しを交付して勤務条件を明示するものとする。

#### （雇用期間）

第8条 臨時職員の雇用期間は、1年以内とし各人別に決定し勤務条件通知書で示すものとする。

- 2 前項の雇用契約は、本会の業務の必要及び本人の実績を考慮して更新することがある。
- 3 本会は、正規職員の採用に際して、現に使用する同種の業務に従事する臨時職員であって、正規職員として雇用されることを希望する者に対してこれに応募する機会を優先的に与えるものとする。

#### （人事異動）

第9条 本会は、業務上必要がある場合は、臨時職員の就業する場所または従事する業務の変更を命ずることがある。

- 2 臨時職員は正当な理由のない限り前項の命令を拒むことができない。

## 第3章 服 務

#### （サービスの基本原則）

第10条 臨時職員は、社会福祉事業の従事者としての使命を自覚し、本会の目的達成のため、誠実に職務を遂行して、業務の正常な運営を図るとともに職場秩序の保持に努めなければならない。

#### （サービスの心得）

第11条 臨時職員は、常に次の事項を守りサービスに精励しなければならない。

- (1) 本規則及び雇用契約で定められた事項を守り、上司の命令に従うこと。
- (2) 常に健康に留意し、明朗はつらつたる態度をもって勤務すること。
- (3) 常に品位を保ち、本会の名誉を害し信用を傷つけるようなことをしないこと。
- (4) 業務上の機密及び本会の不利益となる事項を他に漏らさないこと。
- (5) 本会の車両、機器、器具その他備品を大切にし、消耗品の節約に努め、製品及び書類は丁寧

に取扱い、その保管を厳にすること。

- (6) 許可なく職務以外の目的で、本会の設備、車両、機器、器具その他の物品を使用しないこと。
- (7) 職場の整理整頓に努め、常に清潔に保つようにすること。
- (8) 業務を妨害し、または職場の風紀、秩序を乱さないこと。
- (9) 職務に関し、不当な金品の借用または贈与の利益を受けないこと。
- (10) その他、業務の正当な運営を妨げ、または職場の秩序を乱すような行為を行わないこと。

(セクシュアルハラスメントの禁止)

第12条 相手方の望まない性的言動により、他の従業員に不利益や不快感を与えたり、就業環境を悪くすると判断されるようなことを行ってはならない。

(出退勤)

第13条 臨時職員は出退勤の際に、次の事項を守らなければならない。

- (1) 始業時刻までに出勤しなければならない
- (2) 出退勤の際は、タイムカードに打刻しなければならない

(遅刻、早退等)

第14条 始業時刻に遅れた場合は遅刻とする。

2 臨時職員は、やむを得ない事由により遅刻・早退または勤務時間中に私用外出する場合は、あらかじめ会長の許可を受けなければならない。

(欠勤の手続)

第15条 臨時職員は、やむを得ない事由により欠勤しようとするときは、事前に欠勤しようとする日及びその事由を本会に届けなければならない。

2 私傷病により4日以上欠勤する者については、医師の診断書を求めることがある。

## 第4章 勤 務

(勤務時間)

第16条 勤務時間は休憩時間を除き、原則として1週間については40時間、1日については8時間とする。

(始業・終業・休憩時間)

第17条 臨時職員の始業は午前8時30分、終業は午後5時30分とする。

- 2 臨時職員の休憩時間は、1日について1時間とし、午後0時から午後1時までとする。
- 3 業務の都合上、その他やむを得ない事情により、始業、終業の時刻及び休憩時間を繰り上げ、また繰り下げることがある。
- 4 前各項の規定にかかわらず介護サービス室に勤務する臨時職員の始業・終業・休憩時間は、勤務形態に応じて会長が別に定める。

(時間外勤務)

第18条 前条の勤務時間を超えた場合には、割増賃金を支払うものとする。

(休日)

第19条 休日は次のとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日は、週休日にする。

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く）

2 前項の規定にかかわらず介護サービス室に勤務する臨時職員の休日は、会長が別に定める。

3 会長は、前項の規定により休日を定める場合においては、4週間ごとの期間につき8日の週休日  
が設けられるように定めるものとする。

(休日の振替)

第20条 業務の都合でやむを得ない場合は、前条の休日を4週間以内の他の日と振り替えることがあ  
る。

2 前項の場合、前日までに振替による休日を指定して職員に通知する。

(休日勤務)

第21条 業務の都合により、第19条で定める休日に勤務させることがある。

2 労働基準法で定める休日に勤務させる場合における休日勤務は、労働基準法第36条に基づく協定  
の範囲内とする。

3 満18歳未満の者については、前項の休日に労働させないものとする。

(深夜勤務)

第22条 満18歳未満の者については、午後10時から午前5時までの間（以下「深夜」という。）  
は勤務させないものとする。

(年次有給休暇)

第23条 各年次ごとに所定の勤務日数の8割以上出勤した臨時職員に対しては、次表のとおり継続勤  
務期間に応じた日数の年次有給休暇を与える。

勤続勤務 期間	6ヶ月	1年	2年	3年	4年	5年	6年
付与日数	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日

3 年次有給休暇を請求しようとする者は、事前に申出なければならない。ただし、請求された時期に  
年次有給休暇を与えることが業務の正常な運営を妨げる場合は、その時期を変更させることができる。

4 年次有給休暇は、1日若しくは半日又は1時間を単位として、臨時職員から請求があった場合に会  
長が与えるものとする。ただし、1時間を単位として与えられた年次休暇を日に換算する場合は、8

時間をもって1日とする。

5 年次有給休暇により休んだ期間については、通常の給与を支払う。

(病気休暇)

第24条 臨時職員が、業務又は業務によらない負傷及び疾病により休務療養を要するときは、病気休暇を与える。

2 前項の休暇は無給とし、業務に起因する負傷及び疾病の場合は労災保険の休業補償により支給し、最初の1ヶ月間は休業補償との差額を補償する。2ヵ月目以降は休業補償のみとする。

(慶弔休暇等)

第25条 臨時職員が、次の各号の一に該当する場合は、それぞれに定める日数以内の慶弔休暇等を与える。

(1) 臨時職員が結婚する場合、7日

(2) 臨時職員の妻が出産する場合、2日

(3) 親族が死亡した場合

① 配偶者 10日

② 血族 1親等の直系尊属(父母) 5日

1親等の直系卑属(子) 5日

2親等の直系尊属(祖父母) 3日

2親等の直系卑属(孫) 1日

1親等の傍系血族(兄弟姉妹) 1日

③ 姻族 1親等の直系尊属(父母)の配偶者、配偶者の父母 3日

1親等の直系卑属(子の配偶者、配偶者の子) 3日

④ 臨時職員と生計を一にする姻族の場合は、血族に準ずるものとする

⑤ 帰郷等のために要する日数を延長して与えることができる

(遠隔地片道6時間以上の場合には実際に要した往復日数を加算)

2 慶弔休暇等の休暇は無休とする。

(産前産後休暇等)

第26条 8週間(多胎妊娠の場合は14週間)以内に出産予定の女性臨時職員が申出た場合は産前休暇を与える。

2 産後8週間を経過していない女子臨時職員は就業させない。ただし、産後6週間を経過した女性職員が、就業を申出た場合は、医師が認めた業務に就かせることがある。

3 産前産後の休暇は無給とする。

(育児時間)

第27条 生後1年未満の乳児を育てる女性臨時職員が保育のための授乳の申出があった場合、休憩時間の外、1日2回各々30分の育児時間を与える。

2 前項の時間は無給とする。

(生理休暇)

第28条 生理日の就業が著しく困難な女性臨時職員より申出があった場合、その者を生理日に就業させないものとする。

2 前項の休暇は無給とする。

(その他の特別有給休暇)

第29条 臨時職員が、次の各号の一に該当する場合は、それぞれに定める日数の休暇を与える。

(1) 臨時職員が選挙権その他公民としての権利の行使する場合、必要と認められる期間

(2) 臨時職員が証人等で、国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公庁に出頭する場合、必要と認められる期間

(3) 消防団員として参加する出初式及び出勤

(4) 臨時職員の夏季における心身の健康維持、増進等の場合、別に定める期間

2 前各号の休暇は有給とする

(特別休暇)

第30条 特別休暇は、第24条から前条までに規定する休暇とする。なお、休日に重なる場合は当日も含める。また特に必要がある場合、その都度必要な期間与えることができる。

2 特別休暇を請求しようとする者は、事前に申出なければならない。

(育児休業、育児のための時間外勤務の制限、深夜業の制限及び育児短時間勤務)

第31条 臨時職員のうち必要のある者は、本会に申出て育児休業をし、または育児短時間勤務の適用を受けることができる。

2 育児休業、育児のための時間外勤務の制限、深夜業の制限及び育児短時間勤務の対象職員、手続等必要な事項については、「社会福祉法人熱海市社会福祉協議会育児休業、育児のための勤務の制限及び育児短時間勤務に関する規則」を準用する。

3 前項の休暇は無給とする。

(介護休業、介護のための時間外勤務の制限、深夜業の制限及び介護短時間勤務)

第32条 臨時職員のうち必要のある者は、本会に申出て介護休業をし、または介護短時間勤務の適用を受けることができる。

2 介護休業、介護のための時間外勤務の制限、深夜業の制限及び介護短時間勤務の対象職員、手続等必要な事項については、「社会福祉法人熱海市社会福祉協議会介護休業、介護のための勤務の制限及び介護短時間勤務に関する規則」を準用する。

3 前項の休暇は無給とする。

## 第5章 賃金等

(社会保険の加入)

第33条 臨時職員が社会保険の適用については、雇用保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の定め

るところによる。

(賃金等)

第34条 臨時職員の賃金は、基本賃金、割増賃金、通勤手当、特別手当、扶養手当（以下「賃金等」という。）とする。

- 2 基本賃金は、日額または時間給とし、臨時職員賃金表（別表1）または臨時職員賃金単価表（別表2）によるものとする。
- 3 割増賃金は、正規の勤務時間を超えて勤務した時間（30分未満の端数があるときは切り捨て、30分以上の1時間未満の端数があるときは1時間として計算する。）に臨時職員賃金単価に掲げる割増時間単価を乗じて得た額を支給する。
- 4 通勤手当は、「熱海市社会福祉協議会職員給与規則」に準じて支給する。ただし、月の初日から支給するとき以外のとき及び月の末日までに支給するとき以外のときは勤務日数を基準として日割りによって支給する。
- 5 特別手当は、6月1日及び12月1日に在職する者（雇用期間が2ヶ月を超えている者に限る。に対して、正規職員の期末手当の支給日に合わせ支給するものとして、その額は特別手当支給基準表（別表3）によるものとする。
- 6 臨時職員が勤務しない時間があるときは、年次有給休暇を与えられた場合を除き、勤務しない時間1時間当たりの単価を乗じて得た額を減額する。
- 7 賃金等（特別手当を除く。）は、原則として前月1日から前月末日締切とし、正規職員の給与支給日に合わせて支給するものとする。ただし、雇用期間が短期間である場合または雇用期間が終了した場合には、その都度支給するものとする。
- 8 この規程に定める賃金等は、その全部または一部を口座振替の方法により支払うことができる。ただし、次に掲げるものは、賃金等から控除して支払う。
  - (1) 所得税、社会保険料など法令により控除することが認められたもの。
  - (2) 本会が労働者代表と書面により控除することを協定したもの。

(扶養手当)

第35条 扶養手当は扶養親族のある職員に対して支給する。

- 2 前項の扶養親族とは次の掲げる者で他に生計の途がなく主としてその臨時職員の扶養を受けているものをいう。
  - (1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の実情にある者を含む。以下同じ。）
  - (2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫
  - (3) 60歳以上の父母及び祖父母
  - (4) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
  - (5) 重度心身障害者(障害手帳1級、2級所持者)
- 3 扶養手当の月額額は前項第2項第1項に掲げる扶養親族については13,000円、同項第2号から第5号までに掲げる扶養親族（次条において「扶養親族たる子、父母等」という。）については1人につき6,500円（臨時職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち1人について11,000円）とする。
- 4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日

以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

（旅 費）

第36条 臨時職員の旅費は、「社会福祉法人熱海市社会福祉協議会職員等旅費規程」に基づき支給するものとする。

## 第6章 定年退職及び解雇

（定 年）

第37条 定年は満60歳とし、定年に達した日の属する年度の末日をもって退職とする。

（再雇用）

第38条 前条の規定により退職する臨時職員で、本人が希望し、解雇事由又は退職事由に該当しない者については、期間を定めて退職の日の翌日から65歳まで再雇用するものとする。

2 前項の雇用契約期間については1年更新とし、満65歳に達した日の属する年度の末日までを限度とする。

（退 職）

第39条 臨時職員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、その該当するに至った日をもって退職の日とする。

（1）定年に達したとき

（2）死亡したとき

（3）本人から退職の申し出があり、本会の承認があったとき、または退職願提出後30日を経過したとき

（4）勤務契約において定めた雇用期間の終期が到来し、契約を更新しないとき

2 臨時職員が本人の都合により退職しようとするときは、少なくとも30日前までにその旨を本会に申出なければならない。

（解 雇）

第40条 臨時職員が次の各号の一に該当する場合には解雇することができる。

（1）勤務成績または業務能率が著しく不良で、業務に適さないと認められるとき。ただし、第49条第1項の事由に該当するとみとめられたときは、同条の定めるところによる。

（2）公務以外の理由で、心身または精神の障害により、職務に堪えることができないと認められる場合。

（3）上司の指示命令に従わない等職場の秩序維持のうえで適格性がないと認められたとき

（4）事業の休廃止または縮小、その他事業の運営上やむを得ない事由により、臨時職員の削減が必要となったとき。

（5）その他前各号に準ずる程度のやむを得ない事由があるとき。



(解雇の予告)

第41条 前条により解雇する場合には、少なくとも30日前に本人に予告するか労働基準法第12条に規定する平均賃金の30日分の手当てを支給する。

この場合、予告の日数は平均賃金を支払った日数分だけ短縮することができる。

2 前項の規定にかかわらず、次に該当する場合には、予告手当を支払わずに即時に解雇することがある。

(1) 試用期間中の者(14日を超えて引き続き使用されるに至った者を除く。)

## 第7章 安全衛生及び災害補償

(安全衛生の確保)

第42条 本会は、臨時職員の安全衛生及び改善を図り、快適な職場環境形成のため必要な措置を講ずる。

2 臨時職員は、安全衛生に関する法令及び本会の支持を守り、災害の防止疾病の予防に努めなければならない。

(災害時の措置)

第43条 臨時職員は、災害の発生またはその危険を知ったときは、その状況に応じ臨機の措置をとるとともに、直ちに関係責任者に報告し、その指示によって行動しなければならない。

(健康診断)

第44条 本会は、臨時職員に対し採用時及び毎年1回以上の健康診断を行う。ただし、特別の事情により健康診断を受けなかった者は、指定した医師の診断書を提出してこれに代えることができる。

2 前項の健康診断のほか、法令で定められた有害業務に従事する臨時職員に対しては、特別の項目についての健康診断を行う。

3 健康診断の結果、必要があると認められるときは、一定の期間、就業の禁止、就業時間の短縮、業務内容の変更、その他健康保持上必要な措置を命ずることがある。

(病者の就業禁止)

第45条 他人に伝染するおそれのある疾病にかかっている者または疾病のため他人に害を及ぼしおそれのある者、その他医師が就業不相当と認めた者は就業をさせない。

(安全衛生教育)

第46条 職員に対し、採用時及び業務内容が変更された時等に、業務に必要な安全衛生教育を行う。

2 特定の資格、講習を必要とする業務に従事する職員については、必要な講習等を受講させる。

(災害補償)

第47条 臨時職員が業務上の事由または通勤により負傷し、疾病にかかり、または死亡した時は、労働基準法及び労働者災害補償保険法に定めるところにより災害補償を行う。

ただし、本人の重大な過失によるときは労働基準監督署長の認定を受けて、補償を行わないことができる。

## 第8章 表彰

(表彰)

第48条 臨時職員に対する表彰は、次の各号のいずれかに該当する者について、会長がこれを行う。

- (1) 永年にわたって誠実に勤務し、勤務成績が優秀で他の模範となった者
- (2) 業務上有益な創意工夫、改善を行い本会の運営に貢献のあった者
- (3) 事故、災害等を未然に防止し、または非常に際し適切に対応し被害を最小限に止めるなど特に功労があった者
- (4) 社会的功績があり、本会及び職員の名誉となった者
- (5) その他前各号に準ずる功績または善行のあった者

2 前項の表彰は、表彰状をもってこれを行う。

## 第9章 懲戒

(懲戒の手続)

第49条 臨時職員がこの規則又は本会の諸規定に違反したときは懲戒の処分を行う。

2 懲戒の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行う。

(懲戒の種類・効果)

第50条 懲戒の種類・効果は、次のとおりとする。

- (1) 戒告 始末書を取り将来を戒める
- (2) 減給 1回の事案に対する減給の額は、平均給料の1日分の半額とし、1か月における減給額の合計額は、その期間の給料総額の10分の1の範囲内とする
- (3) 停職 1日以上6月以下の期間職務を停止し、その期間はいかなるも給与を支給しない
- (4) 解雇 臨時職員としての身分を失う。この場合、労働基準監督署長の認定を受けたときは、第41条で定める予告手当を支給しない

(懲戒処分の基準)

第51条 懲戒処分の基準は職員に準じる。

(異議の申立)

第52条 懲戒を受けた臨時職員が不当な処分を受けたと思うときは、決定後10日以内に理事会に対し異議申立を行うことができる。

2 前項の異議の申立があったときは、2週間以内に理事会の決定に付さなければならない。

## 第10章 教育訓練

第53条 本会は、臨時職員の資質並びに業務能率の向上を目的として、知識の習得や技術の向上を図るために各種研修会の機会を設けることとする。

## 第11章 損害賠償

(損害賠償)

第54条 臨時職員が故意又は重大な過失により、本会の財産に損害を及ぼしたときは、損害の全部又は一部を賠償させることができる。

(附 則)

- 1 この規則は平成22年4月1日から施行する。
- 2 熱海市社会福祉協議会 臨時職員等取扱に関する規定(昭和15年5月29日制定)は廃止する。

(附 則)

- 1 この規則は平成25年5月29日から施行する。

別表第1（第34条関係）

臨時職員賃金表

職 種	資 格	日 額	
		一 日	半 日
一般事務	—	6,600円	3,300円
看護師	看護師 准看護師	9,600円	4,800円
介護支援専門員	介護支援専門員	8,000円	4,000円
介護員	資格なし	7,200円	3,600円
	2級ヘルパー	7,600円	3,800円
	介護福祉士	8,000円	4,000円

(注)

- 1 上記職種以外の特殊な職種（県労務単価表に定められている職種）については、別に定めることとする。
- 2 上記新賃金表の施行日（平成19年10月1日）における賃金額が、施行日前の旧賃金額と異なる場合は、旧賃金額を支給する。

別表第2（第34条関係）

臨時職員等賃金単価表

職 種	1時間あたりの単価	割増賃金時間単価				
		平 日		休 日		
		右欄以外の時間	午後10時～翌日午前5時	右欄以外の時間	午後10時～翌日午前5時	
一般事務	825円	1031円	1238円	1114円	1320円	
看護師 准看護師	1200円	1500円	1800円	1620円	1800円	
介護支援専門員	1000円	1250円	1500円	1350円	1600円	
介 護 員	資格なし	900円	1125円	1350円	1215円	1350円
	2級ヘルパー	950円	1188円	1425円	1283円	1425円
	介護福祉士	1000円	1250円	1500円	1350円	1600円

(注)

- 1 上記新賃金表の施行日（平成19年10月1日）における賃金額が、施行日前の旧賃金額と異なる場合は、旧賃金額を支給する。

別表第3（第34条関係）

特別手当支給基準表

採用後1年以上の者は5日加算						
実勤務日 数基準日	42～57	58～79	80～92	93～105	106～118	119～
6月1日	3日分	5日分	8日分	9日分	14日分	18日分

採用後1年以上の者は11日加算					
実勤務日 数基準日	42～57	58～79	80～90	91～102	103～
12月1日	5日分	8日分	11日分	16日分	21日分

（注）

- 1 実勤務日数の算定方法は、前基準日の翌日から起算し、当該基準日までとする。
- 2 実勤務日数の算定には、有給休暇日及び全日欠勤以外の欠勤のある日を含むものとする。